

平成30年度愛知県医療審議会 議事録

○開催日時 平成31年3月27日（水）午後4時から午後4時55分まで

○開催場所 愛知県図書館5階 大会議室

○出席委員

岩田委員（藤田医科大学医学部長）、岩月委員（一般社団法人愛知県薬剤師会会長）、内堀委員（一般社団法人愛知県歯科医師会会長）、浦田委員（一般社団法人愛知県病院協会会長）、大賀委員（愛知県立大学講師）、大辻委員（弁護士）、加藤委員（愛知県公立病院会会長）、門松委員（名古屋大学医学部長）、木村委員（愛知県医療法人協会会長）、佐々木委員（日本労働組合総連合会愛知県連合会会長）、佐藤委員（一般社団法人愛知県歯科医師会副会長）、杉浦委員（愛知県地域活動連絡協議会理事）、杉田委員（公益社団法人愛知県医師会副会長）、鈴木委員（公益社団法人愛知県看護協会会長）、高橋委員（健康保険組合愛知連合会愛知連合会会長）、城委員（公益社団法人愛知県医師会副会長）、成瀬委員（愛知県町村会）、野田委員（一般社団法人愛知県医療ソーシャルワーカー協会副会長）、長谷川委員（名古屋大学教授）、柵木委員（公益社団法人愛知県医師会会長）、丸山委員（愛知県国民健康保険団体連合会専務理事）、三浦委員（国立研究開発法人国立長寿医療研究センター在宅連携医療部長）、道川委員（名古屋市立大学医学部長）、山田委員（愛知県地域婦人団体連絡協議会書記）、山本委員（愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会副会長）（敬称略）

<議事録>

●開会

（愛知県健康福祉部医療福祉計画課 三島主幹）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から「愛知県医療審議会」を開催いたします。開会にあたりまして、愛知県健康福祉部保健医療局長の松本から御挨拶を申し上げます。

●あいさつ

（愛知県健康福祉部保健医療局 松本局長）

保健医療局長の松本でございます。

本日は年度末の大変お忙しい中、愛知県医療審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の健康福祉行政に格別の御理解、御協力をいただいております、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、本日は、昨年8月の委員一斉改選後、初めて開催する医療審議会となりま

す。委員の皆様には、大変お忙しい中、快く委員をお引き受けいただき、重ねて御礼申し上げます。

本日の医療審議会でございますが、初めての御出席の方もいらっしゃいますので、簡単に目的等を御説明させていただきます。お手元の資料の参考資料3を御覧ください。ここに医療審議会の組織についてまとめた図がございます。一番左上に医療審議会がございまして、愛知県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を審議するために置かれた会議でございます。

本日は、議題としまして「医療審議会5事業等推進部会の所掌事務の見直しについて」を挙げさせていただいております。昨年施行された医療法の改正により、医師確保対策に関する取り組みにつきましては、「地域医療対策協議会」において審議がされることとなったため、所掌事務の見直しについて御審議いただくものでございます。

この他、報告事項といたしまして、医師確保計画及び外来医療に関する計画の策定を始め3件について御説明させていただきます。

いずれにしましても、県民が健康で安心・安全に暮らせるということが我々共通の願いであります。こうした願いの実現に向け、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えているところです。

本日は限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

●出席者紹介・委員の紹介

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 三島主幹)

次に、本日御出席の委員のうち、今年度から新たに御就任いただいた方を御紹介いたします。

愛知県公立病院会会長 加藤 岳人様でございます。

愛知県医療法人協会会長 木村 衛様でございます。

愛知県地域活動連絡協議会理事 杉浦 ますみ様でございます。

愛知県医師会副会長 杉田 洋一様でございます。

愛知県町村会から幸田町健康福祉部保険医療課長 成瀬 千恵子様でございます。

愛知県医療ソーシャルワーカー協会副会長 野田 智子様でございます。

愛知県地域婦人団体連絡協議会書記 山田 久子様でございます。

なお、愛知県市長会から尾張旭市健康福祉部長 森 喜久子様、愛知医科大学医学部長 若槻 明彦様にも新たに委員に御就任いただいておりますが、本日は所用により御欠席の御連絡をいただいております。

なお、本来は全ての皆様を御紹介させていただくところですが、委員に引き続き御就任いただいている皆様につきましては、時間の都合がございますので、お手元の「委員名簿」及び「配席図」により、紹介に代えさせていただきたいと思っております。

●定数・資料の確認

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 三島主幹)

なお、1名遅れてお越しになる予定の方がいらっしゃいますが、現在24名の委員の御出席をいただいております。定足数である委員過半数の16名を上回っておりますので、本日の会議は有効に成立しております。また、本日は傍聴者が3名いらっしゃいますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の資料の確認をお願いいたします。

【次第（裏面）「配付資料一覧表」により資料確認】

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 三島主幹)

不足等がございましたらお申し出ください。

●会長選出

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 三島主幹)

それでは、これから議事に入りたいと思いますが、本日は審議会委員一斉改選後の最初の審議会でございます。当審議会の会長の選出につきましては、昨年8月に委員の皆様方に書面にて照会をさせていただいた結果、全ての委員から名古屋大学医学部長の門松委員の会長への選出につきまして御了承をいただきました。

以後の進行は会長である門松委員にお願いしたいと思います。

(門松会長)

会長の門松でございます。

皆様の御協力をいただきまして、円滑な会議の運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に移る前に、本日の会議の公開・非公開について、事務局から説明してください。

●公開・非公開

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 三島主幹)

本日の会議は「愛知県医療審議会運営要領」第3に基づき、全て公開とさせていただきます。

●議事録署名人の指名

(門松会長)

よろしいでしょうか。それでは、本日の会議は全て公開とさせていただきます。

続きまして、議事録署名人を決定したいと思います。署名者は「愛知県医療審議会運営要領」第4に基づき、会長が委員2名を指名することとなっております。

本日は、大賀委員と佐藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【大賀委員、佐藤委員承諾】

●議題

(門松会長)

よろしくお願いいいたします。それでは、議題に入りたいと思います。

まず始めに、議題「医療審議会 5 事業等推進部会の所掌事務の見直しについて」、事務局から説明してください。

(愛知県健康福祉部保健医療局医務課地域医療支援室 近田室長)

医務課地域医療支援室の近田と申します。医療審議会 5 事業等推進部会の所掌事務の見直しについて、資料 1 により説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

「1 見直しの背景」であります。昨年 7 月の医療法の改正により、医師確保対策の実施体制を強化するため、地域医療対策協議会の機能が強化されました。資料の四角の囲みが、医療法の関係部分の抜粋になります。医療法第 30 条の 23 第 1 項で、都道府県は地域医療対策協議会を設け、この協議会で医師の確保に関する事項について協議を行い、協議が調った事項について公表しなければならない、とされました。この地域医療対策協議会について、本県では、平成 27 年度に設置した愛知県地域医療支援センター運営委員会において医師確保対策の協議を行っておりますので、この組織を改組し、地域医療対策協議会とすることにしております。協議会の構成員は、資料では省略しておりますが、同条同項第 1 号から第 9 号まで定められておまして、現在の地域医療支援センター運営委員会に必要な構成員を追加する形で、協議会といたします。また、協議すべき事項は、第 2 項に定める医師の確保に関する事項となります。

次に、「2 見直し内容」でございますが、医療法改正前は、都道府県は救急医療を始めとした 5 事業等に係る医療従事者の確保に必要な施策を定めることとされており、そのため、本県では、5 事業等推進部会で保健医療従事者の確保対策を所掌する形となっております。そこで今回、5 事業等推進部会が所掌する保健医療従事者の確保に関するもののうち、医師の確保に関する部分を地域医療対策協議会に移管するよう見直しを行うものでございます。

次に、「3 見直し時期」は、平成 31 年 4 月 1 日を予定しております。

資料の右側「4 見直しの医療審議会組織のイメージ」ですが、医療審議会の下に 3 部会がございます。そのうち、一番下の 5 事業等推進部会において 2 つ目の ○ ですが、保健医療従事者の確保対策に関することを所掌しておりますので、このうち、医師の確保に関する部分を地域医療対策協議会の所掌事務に移管いたします。全体の組織図で言いますと、先ほど局長からも説明があったところでございますが、

本日の資料の最後から2枚目の参考資料3-1が現行の医療審議会の組織図になります。医療審議会の右上にあります地域医療支援センター運営委員会において、専門医に関するものの他、臨床研修医の募集定員の決定など、医師確保に関する事務を所掌しております。一方、2つ下の5事業等推進部会において保健医療従事者の確保に関するものを所掌しております。医師の確保対策に関する部分も現在こちらに含まれています。本日の資料の一番最後の参考資料3-2が、組織の見直しをした平成31年4月1日からの組織図になりまして、資料の一番下になりますが、現在の地域医療支援センター運営委員会を改組して設置した地域医療対策協議会を置きます。設置根拠は医療法でありまして、医師確保対策を所掌いたします。協議会で審議して作成する医師確保計画については来年度策定することになりますが、この医師確保計画は医療計画の一部ですので、矢印のとおり、医療審議会の医療体制部会に案を諮り、承認を得ることとなります。併せて、資料の右の上から2つ目の5事業等推進部会の所掌事務のうち、医師の確保対策に関するものが除かれるということになります。

説明は以上でございます。

(門松会長)

ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の説明について、御意見・御質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、医療審議会5事業等推進部会の所掌事務の見直しについては、事務局案のとおり承認することとしてよろしいですか。

【異議なし】

(門松会長)

それでは、今後、必要な手続きを進めてください。

●報告事項

(門松会長)

以上で本日の議題は終了しましたので、報告事項に移りたいと思います。

報告事項(1)「医師確保計画及び外来医療に関する計画の策定について」、事務局から説明してください。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

医療福祉計画課の久野と申します。よろしく願いいたします。私から、報告事項(1)「医師確保計画及び外来医療に関する計画の策定について」、説明させていただきますので、お手元に資料2を御用意いただきたいと存じます。着座にて説明させていただきます。

まず、「1 趣旨」を御覧ください。1つ目の○でございますが、「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が昨年7月25日に公布されたことによりまして、医療法が改正され、都道府県知事が医療法により定めることとされております「医療計画」に、「医師の確保に関する事項」及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」の2つの項目が追加されております。この改正に関しましては、本年4月1日から施行されることとなっております。

このため、2つ目の○でございますが、本県が策定しております「地域保健医療計画」、こちらは、昨年度、当審議会において御審議いただきまして、平成30年3月30日に公示しておりますが、この医療計画の一部として、「医師確保計画」及び「外来医療に関する計画」を来年度中に策定し、2020年3月を目途に公示する予定としております。

資料には、「医療計画の策定に関する指針等の全体像」の図をお示ししておりますので、御覧いただきたいと思っております。図の右側、「医療計画」の枠の中に、医療計画に定める事項がございますが、この中の●、点線枠で囲んだ部分が今回追加される事項になります。●のすぐ下の○、「医療従事者の確保に関する項目」につきましては、従来からある記載事項で、本県の医療計画におきましても、医師・歯科医師・薬剤師や、看護職員などに関する確保対策を記載しておりますが、今回の法改正によりまして、この「医療従事者の確保に関する事項」から、医師に関する部分は除かれまして、「医師確保計画」として「医療計画」の中に位置付けられる形になる予定となっております。

次に、全体像の図の左側を御覧いただきますと、医療計画の枠に向かって点線の矢印が3本伸びております。各都道府県が医療計画を策定する際には、医療法第30条の3の規定によりまして、国が定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、計画を定めることとされております。

また、国は、医療計画の作成上重要な技術的事項につきまして、都道府県に対して必要な助言をすることができることとされておりますことから、医療計画作成指針などを各都道府県に通知してございまして、本県におきましてもこれまで、この国の通知に基づき、医療計画の策定作業を進めてきております。現状における国の動向としましては、基本方針につきましては、一昨日、3月25日の告示によりまして、基本方針が一部改正され、4月1日から適用することとされておりますが、医療計画作成指針等の通知に関しましては、まだ国から届いていない状況となっております。このため、現時点におきましては、計画に記載する具体的な内容や策定作業等が国から示されていない状況となっておりますので、本日は報告事項とさせていただきます。今後、国からの通知を待ちまして、具体的な策定作業の内容を検討する予定としておりますので、よろしく願いいたします。

なお、全体像の図の下には、「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の概要等をお示ししておりますので、後ほど参考に御覧いただければと存じます。

次に、資料の右側、「2 医師確保計画について」を御覧ください。現時点にお

きまして国から示されております主な内容をまとめております。(1) 主な記載内容としましては、医師の確保の方針や、確保すべき医師数の目標、目標を達成するための施策となっております。(2) 計画期間でございますが、来年度策定いたします、2020年度からの計画につきましては、4年間の計画期間とされております。これは、医療計画全体の見直しに、医師確保計画の見直し時期を合わせるため、見直し後の医師確保計画は、計画期間は3年間となります。

次に、「3 外来医療計画について」を御覧ください。外来医療計画につきましては、国から示されている内容が、医師確保計画ほどない状況でございます、資料でございますとおり、(1)に主な記載内容、(2)に計画期間をそれぞれお示しさせていただいております。計画期間につきましては、現状、国から示されておりませんが、医師確保計画同様、当初は4年間となる予定と伺っております。

最後に、項目の4を御覧ください。来年度におけるスケジュールのイメージをお示ししております。あくまで現時点でのイメージでございますが、外来医療計画につきましては、医療審議会医療体制部会において、医師確保計画につきましては、先程御審議いただきました、地域医療対策協議会において、それぞれ検討を進める予定としておりまして、当審議会におきまして、両計画の原案等について御審議いただき、2020年3月には両計画を策定、公示したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

(門松会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、御意見・御質問はありますか。

よろしいでしょうか。それでは、続きまして、報告事項(2)「本年4月27日から5月6日までの10連休における医療提供体制の確保に関する対応について」、事務局から説明してください。

(愛知県健康福祉部保健医療局医務課 上田主幹)

医務課の上田と申します。私からは、「本年4月27日から5月6日までの10連休における医療提供体制の確保に関する対応について」、御報告させていただきます。お手元に資料3をお願いいたします。失礼して、着座にて説明させていただきます。

厚生労働省から1月15日付けで通知がありまして、この経緯につきましては、1つ目の○の四角で囲ってあるところですが、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律に係る国会の附帯決議を踏まえ、10連休における医療提供体制の確保に万全を期すよう、通知されたものでございます。通知の主な内容は、2つ目の○でございますが、1つ目は、10連休における必要な医療提供体制が確保されるよう、救急医療体制や外来診療を実施する医療機関等の情報を各医療機関等の承諾を得た上で、把握すること、2つ目は、把握した情報について、県民等

に周知し、医療関係者等における情報共有を行うこと、でございます。

3つ目の○でございますが、本県における対応状況につきましては、私ども医務課を始め関係課室から各市町村、関係団体へ調査のお願いをさせていただきました。詳細は、この箱にあるとおりでございます。関係団体の皆様におかれましては、大変短い期間にも関わらず、情報把握に御協力いただき、ありがとうございます。この場をお借りしまして、御礼を申し上げたいと思います。私どもで整理しております、医療機関の承諾を得たものにつきましては、本県のウェブサイトでありますあいち医療情報ネット、県医師会さんに運用をお願いしておりますウェブサイトに掲載するため、現在作業を進めているところでございます。今月中には掲載をしたいと考えてございます。参考として、3月25日現在で把握している全体の集計結果を資料の右側にお示しさせていただいております。一番上が病院の状況でございますが、4月27日、4月30日、5月2日は県内の半数以上の病院に、5月1日は4分の1程度の病院に外来診療を行っていただけるという状況でございます。2つ目が診療所の状況でございますが、4月27日は55%、4月30日は18%、5月1日は12%、5月2日は17%の診療所に外来診療・訪問診療を行っていただけるという状況でございます。3つ目が歯科診療所の状況でございますが、4月27日は5%、4月30日は3%、5月1日は3%、5月2日は2%の歯科診療所に外来診療・訪問診療を行っていただけるという状況でございます。

各医療機関の個々の情報につきましては、準備が出来次第、県民の皆様にも周知させていただくとともに、関係機関の皆様、市町村に情報提供させていただきたいと考えております。皆様方におかれましては、期間中の医療提供体制の確保に御協力をいただきますようお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

(門松会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、御意見・御質問はありますか。

よろしいでしょうか。続きまして、報告事項(3)「部会の審議状況について」、医療法人許認可部会、医療体制部会及び5事業等推進部会の状況を一括して事務局から説明してください。

(愛知県健康福祉部保健医療局医務課 高口主幹)

医務課主幹の高口でございます。医療法人許認可部会の審議状況について御説明させていただきます。恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。それでは、お手元の資料4を御覧ください。

前回の愛知県医療審議会以降の開催状況でございますが、資料4の左側の表でございますとおり、第131回から第134回までの4回を開催しております。審議内容につきましては、表の中ほどにあります「議題」の欄を御覧ください。4回開催し

ました部会では、医療法人の設立について、医科が、左側の第131回から12件、11件、10件、9件の合計42件、歯科が、5件、6件、8件、9件の合計28件、医科、歯科を合わせまして年間70件の新規設立の審議を行っております。なお、第134回の部会において継続審議となった医科1件を除きまして、認可が適当である旨の答申をいただいております。また、医療法人の合併及び解散認可並びに社会医療法人の認定について、合併認可が2件、解散認可が2件、社会医療法人の認定が1件の認定の申請の審議を行ってございまして、いずれも適当である旨の答申をいただいております。なお、昨年度に認可いたしました、28年度、29年度の2期連続で決算届け未提出の医療法人のうち、診療所等を全て廃止しているにも関わらず、法人格が残っており、場合によっては認可取消手続きを取るべき、いわゆる休眠法人はございませんでしたので、その旨を部会に報告しております。

続きまして、右側の「医療法人数一覧」を御覧ください。本県における医療法人等の状況を示してございます。上の表に、過去3か年と本年度の医療法人数の内訳をお示ししてございまして、本年3月5日現在で、右下にございますが、法人数は2228となっております。最後に、特定医療法人、社会医療法人の内訳は、下の表のとおりでございます。なお、社会医療法人の総計は、本年3月5日現在で、8法人となっておりますが、今年度第134回の部会で審議しました、医療法人大真会が4月1日付けでの認定となりますので、今後の総数は8法人から9法人となります。

以上、簡単ではありますが、医療法人許認可部会の審議状況について御報告をさせていただきます。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

医療福祉計画課の久野と申します。私からは、医療体制部会の審議状況について御報告させていただきたいと思っておりますので、お手元に資料5を御用意ください。着座にて説明させていただきます。

医療体制部会につきましては、本年度は3回開催しております。

まず、第1回目でございますが、昨年7月23日に開催いたしまして、本県の地域医療構想の達成に向けた取組みについて御審議いただき、御了承をいただいております。

次に、第2回目でございますが、昨年11月2日に開催いたしまして、有床診療所の病床整備計画に対する意見の決定について御審議いただいております。また、報告事項としまして、資料にございます9件について御報告させていただいております。ここで、御審議いただきました有床診療所の病床整備計画及び報告事項9件のうち、上から2つ目の○の「医療計画の達成状況」について、順に説明させていただきたいと思っておりますので、資料を1枚おめくりいただきまして、資料の2ページを御覧ください。

まず、資料の左側、有床診療所の病床整備計画の承認について、でございます。御審議いただきましたのは、名古屋・尾張中部医療圏における計画でございまして、

名古屋市名東区に、本年11月2日に開設予定ということで提出されました、名古屋バースクリニックの19床でございます。審議の結果、地域において周産期医療を担う必要な診療所ということで、当該計画は適当である旨の御意見をいただきましたので、本県としましても適当と判断し、届出による病床設置を認めております。資料の右側には、総括表がございます。ただいま説明させていただきましたのは、「一般病床及び療養病床」の中でございます「名古屋・尾張中部医療圏」で、承認された診療所1、病床数19ということでございます。なお、現在、本県におきましては、11の全ての医療圏におきまして、いわゆる病床過剰地域となっております。通常の病床設置はできない状況でございますが、今回の病床設置に関しましては、医療法施行規則第1条の14第7項の規定により届出により設置が認められる病床ということで御承認いただいておりますので、御報告させていただきます。

次に、もう1枚おめくりいただきまして、資料の3ページを御覧ください。資料3ページ及び4ページにかけまして、平成25年度から平成29年度までが計画期間でありました、本県の医療計画に掲げておりました数値目標の達成状況をまとめております。個別の項目の説明は、時間の都合により省略させていただきますが、計画には26の項目の目標を掲げておりました。そのうち、目標を達成したものが12項目、計画策定時から改善したものが14項目という結果でございます。計画策定時から下回ったものはございませんでした。

それでは、恐れ入りますが、資料1ページ目にお戻りください。第3回目の開催状況でございますが、今月の18日に開催させていただきました。議題としまして2件、御審議いただきました。まず、議題の①医療介護総合確保促進法に基づく平成31年度計画事業の素案につきましては、御了承をいただいておりますが、議題の②有床診療所の病床整備計画に対する意見につきましては、継続審議となっております。ここで、議題の①及び報告事項6件のうち、上から4つ目の○の「第2期愛知県医療費適正化計画の実績評価」につきまして、説明させていただきます。

まず、議題の①に関しまして、資料5ページを御覧ください。平成31年度計画の事業費（案）につきましては、資料左側の中程、項目の2にございますとおり、38億7,489万9千円でございます。資料の右側には、主な事業をお示ししております。31年度計画につきましては、3件の新規事業を予定しております。

資料をおめくりいただきまして、6ページから8ページが、31年度計画事業の素案でございます。個別の事業の説明は、時間の都合もございまして省略させていただきます。後ほど御覧いただきたいと思っております。

続きまして、資料9ページを御覧ください。第2期愛知県医療費適正化計画の実績に関する評価報告書の概要でございます。本県では、医療費の伸びの適正化を図るため、平成25年度から29年度までを計画期間とする「第2期医療費適正化計画」を策定し、計画を推進してまいりましたが、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、当該計画の実績評価を行ったものでございます。こちらにつきましても、時間の都合もございまして、主な項目のみ説明させていただきますが、まず、「2

目標の進捗状況」の欄を御覧ください。第2期計画では、資料にございます目標を定めまして、医療費の伸びの適正化を図ることとしておりました。(1) 県民の健康の保持の推進に関する目標につきましても、目標の達成は見込めない状況ですが、(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標にございます「平均在院日数」につきましても、目標の達成が見込まれております。

1枚おめくりいただきまして、資料の10ページを御覧ください。資料左下、「4平均在院日数の短縮による医療費適正化効果の推計」を御覧ください。第2期計画では、適正化効果額を約368億円と見込んでおりましたが、平均在院日数の目標を達成する見込みにより、899億程度、医療費の伸びが抑制されているものと推計しております。資料の右側、項目6を御覧いただきますと、今後の課題及び推進方策をまとめております。本県では、昨年3月に「第3期の医療費適正化計画」を策定しておきまして、第2期計画に引き続き、今後も医療費の伸びの適正化を図ることとしております。

資料5の説明は以上でございますが、資料5の別冊としまして、本県の医療計画の別表がございます。第2回目及び3回目の医療体制部会におきましては、別表に記載する医療機関の変更内容について報告させていただいておりますが、本日は、更新後の状態の別表をお示ししておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

(愛知県健康福祉部保健医療局医務課 兼子課長補佐)

医務課の兼子でございます。5事業等推進部会の審議状況について御報告いたします。着座にて失礼いたします。

お手元の資料6を御覧ください。5事業等推進部会は2回開催いたしました。

まず第1回は、10月26日に、委員11名の御出席をいただき開催いたしました。この回の議題は3件、報告事項は1件でございました。議題の1件目は、部会長の選出についてということで、城委員を部会長に選出いたしました。次に、議題の2件目が、地域医療対策協議会についてです。本日の議題にもなっておりますが、5事業等推進部会でも御了承いただいたところでございます。議題の3件目は、地域医療支援病院の答申でございます。今回、公立西知多総合病院から申請があり、紹介患者に対する医療提供体制の整備状況や共同利用のための体制の整備状況などの承認要件を全て満たしており、御審議いただきましたところ、承認をいただきました。資料の6ページを御覧ください。これまでは、6ページにございますとおり、地域医療支援病院は県内24箇所でしたが、今回で25箇所となったところでございます。

次に、報告事項としまして、総合周産期母子医療センターの指定についてでございます。資料の7ページを御覧ください。平成30年4月1日に、藤田保健衛生大学病院、現在は藤田医科大学病院でございますが、こちらを指定したところでござい

ます。この結果、県内の指定状況は右下の表のとおり、現在、総合周産期母子医療センターは7施設、地域周産期母子医療センターは12施設指定されております。

お手数ですが、資料の1ページ目にお戻りください。右側の第2回の開催状況を説明いたします。第2回は先週3月22日に、委員11名の御出席をいただき開催いたしました。この回は議題3件と報告事項が3件でございました。議題1件目は、医師派遣推進事業に係る医師派遣についてでございます。平成30年度に引き続き、津島市民病院、あま市民病院、常滑市民病院、厚生連足助病院、厚生連渥美病院に医師を派遣してまいります。なお、東栄病院につきましては、有床診療所になることに伴い、医師の派遣要請がなくなったため、名古屋第一、第二赤十字病院からの派遣は平成30年度で終了いたします。なお、この医師派遣につきまして、部会で御了承いただきました。次に、議題の2件目は、へき地医療拠点病院及びへき地診療所の指定についてでございます。お手数ですが、資料の10ページを御覧ください。まず、へき地医療拠点病院でございますが、愛知県がんセンター愛知病院が平成31年度に岡崎市に移管されることに伴い、へき地医療拠点病院としての役割を岡崎市民病院が引き継ぐことから新たに指定を行うものです。指定要件を満たすことから、部会において承認をいただきました。なお、県内のへき地医療拠点病院は、資料の右側の5にありますとおり、現在7病院ですが、※のがんセンター愛知病院及び東栄病院が取り消され、今回の岡崎市民病院が追加されますので、全部で6病院となります。次に11ページを御覧ください。へき地診療所の指定でございます。東栄病院が平成31年4月より病床を40床から19床にすることから、有床診療所となり、名称が「東栄医療センター」となります。設置場所が国の定めるへき地診療所の要件を満たすことから、部会において承認をいただきました。資料をおめくりいただきまして、12ページの左側でございますが、現在、県内にへき地診療所は10箇所ありますが、今回11箇所目の指定となります。お手数ですが、資料1ページにお戻りいただき、議題の3件目、自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムについてでございますが、平成30年の医療法改正により、医師の不足する地域への派遣を効果的に行っていくよう、都道府県がキャリア形成プログラムを策定することとされたため、その内容について部会で承認をいただきました。

次に、報告事項でございますが、1件目が、愛知県救急医療協議会の設置についてでございます。こちらは、資料の14ページを御覧ください。これまで救急医療に特化した会議体はございませんでした。今後、本県の救急医療全体の問題点や課題を検討するため、左側の中ほど「3 構成員」を今後調整してまいります。こちらにありますメンバーを構成員とする予定としており、平成31年度上半期に協議会を設置することを御報告いたしました。資料の1ページにお戻りください。報告事項の2件目は、先ほどの報告事項にありました、10連休の対応状況について、こちらの部会でも御報告いたしました。報告事項の最後でございますが、5事業等における主な平成31年度予算について御報告いたしました。

以上で、5事業等推進部会の審議状況に係る説明を終わります。

(門松会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、御意見や御質問はないでしょうか。よろしいでしょうか。

以上で、本日の議題及び報告事項は全て終了しました。せっかくの機会でございますので、事務局から説明のあった以外の事項について、御意見等がございましたら、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(野田委員)

着座にて失礼いたします。愛知県医療ソーシャルワーカー協会の野田と申します。

私たちの団体の中で、医療を受ける上で障壁となっている課題について情報提供させていただきます。単身者の方がとても増えていまして、身寄りがなかったり御家族がいなかったりする中で、医療を受ける権利を守るためのルールが医療機関によって格差があり、実際に患者さんとやりとりさせていただくときも障壁となっております。つい3月18日に、厚労省の研究班より「身元保証がない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（案）」がちょうど出されたばかりです。こういったガイドラインを県下の医療機関に周知したり研修をしたりする機会が必要であると考えておりますので、情報提供させていただきました。

(門松会長)

ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。

それでは、最後に、事務局から何かありますでしょうか。

●事務連絡

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 三島主幹)

本日の会議録につきましては、後日、御発言いただきました方に内容の確認をいただいた上で、会議冒頭で会長が指名いたしましたお2人の署名者に御署名いただくこととしておりますので、事務局から依頼がありましたら御協力いただきますようお願いいたします。以上でございます。

●閉会

(門松会長)

それでは、本日の医療審議会はこれで終了します。ありがとうございました。